

21世紀の森公園整備運営事業  
Park-PFIに関する実施協定書（案）

令和6年●月

いわき市

※ 本実施協定書（案）は、現時点において想定される市及び設置等予定者のPark-PFI事業に関する役割分担等を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

## 目 次

第1章 総則	1
第2章 公募対象公園施設の設計、整備及び管理運営	4
第1節 公募対象公園施設の設計業務	4
第2節 公募対象公園施設の整備業務	5
第3節 公募対象公園施設の管理運営業務	7
第3章 特定公園施設の設計、整備及び工事監理	10
第1節 特定公園施設の設計業務	10
第2節 特定公園施設の整備業務	11
第3節 特定公園施設の工事監理業務	13
第4節 特定公園施設の引渡し及び契約不適合責任	14
第4章 指定管理業務	15
第5章 利便増進施設の整備及び管理運営	15
第6章 契約の保証	15
第7章 協定期間及び本協定の解除等	16
第1節 協定期間	16
第2節 本協定の解除等	16
第3節 本協定の解除に伴う措置	17
第8章 法令変更	18
第9章 不可抗力	19
第10章 雑則	19
別紙1 用語の定義（第2条関係）	23
別紙2 本事業日程（第5条関係）	25
別紙3 乙が付保する保険（第16条関係）	26
別紙4 法令変更による費用の負担割合（第79条関係）	27
別紙5 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合（第81条関係）	28

いわき市（以下「甲」という。）と、●●（以下「代表団体」という。）並びに●●及び●●（以下個別に又は総称して「構成団体」といい、代表団体と構成団体を総称して「乙」という。）は、甲と乙の間で令和6年●月●日付で締結した基本協定に基づき、21世紀の森公園におけるPark-PFI事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。なお、その他本協定に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、公募設置等指針等において定められた意味を有するものとする。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、法令等を遵守し、本協定、関連契約及び本事業関連書類に従い、本事業を実施する。  
2 本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画の内容に矛盾又は齟齬がある場合、本協定、公募設置等指針等、公募設置等計画の順にその解釈が優先する。  
3 前項の規定にかかわらず、公募設置等計画に記載された性能又は水準が、公募設置等指針等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で公募設置等計画の内容が優先する。

（本事業の概要及び役割分担）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事業及びこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務（以下総称して「本件業務」という。）により構成される。  
(1) 公募対象公園施設の設計、整備及び管理運営  
(2) 特定公園施設の設計、整備及び工事監理  
(3) 利便増進施設の設計、整備及び管理運営  
(4) 指定管理業務

（本事業の日程）

第5条 乙は、原則として別紙2記載の事業日程に従って、本件業務を実施する。  
2 乙は、本件業務に遅延が生じる場合においては、遅延を軽減するために必要な措置をとり、遅延による増加費用及び損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

（乙の役割分担）

第6条 乙は、以下の分担に従って本件業務を実施する。

業務名	担当団体
(1) 公募対象公園施設の設計、整備及び管理運営	
(2) 特定公園施設の設計、整備及び工事監理	
(3) 利便増進施設の設計、整備及び管理運営	
(4) 指定管理業務	

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本件業務の実施その他本協定、関連契約及び本事業関連書類に基づく乙の義務を連帯して履行する責任を負う。

（私権の制限）

第7条 乙は、本協定に基づく権利又は許可等に基づく権限又は地位について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。  
2 乙は、公募対象公園施設の所有権を代表団体又は構成団体以外の第三者に譲渡することはでき

きない。

- 3 乙は、公募対象公園施設について抵当権その他権利を設定し、代表団体又は構成団体以外の第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 乙は、事業区域の敷地について、甲の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為をしてはならず、借地権その他いかなる権利も主張できない。

#### (第三者の使用)

第8条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 前項による第三者への本件業務の一部の委託及び請負は、すべて乙の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

#### (責任の負担)

第9条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本件業務の履行に関する一切の責任を連帯して負う。

- 2 本協定に別段の定めがある場合を除き、乙による本件業務の履行に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、乙はいかなる本協定上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、甲は何ら責任を負担しない。
- 3 本協定に基づき乙等に生じた増加費用又は損害を甲が負担する場合、当該増加費用又は損害の帰責事由等にかかわらず、当該増加費用又は損害には、乙（本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。

#### (費用負担及び資金調達)

第10条 本協定の締結及び履行並びに本件業務の実施に関する一切の費用（乙に課される公租公課を含む。）は、本協定に別段の定めがある場合を除き、すべて乙が負担するものとし、甲はこれを負担しない。

- 2 本件業務に関する乙の資金調達は、すべて乙の責任において行う。
- 3 乙が本件業務を実施するに当たり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、甲は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を乙が受けることができるよう協力する。
- 4 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う国庫補助金及び交付金関連資料（会計検査用資料を含む。）その他必要な資料の作成について協力する。かかる業務に要する費用は乙の負担とする。

#### (許認可及び届出等)

第11条 乙による本件業務の実施その他本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等は、乙がその責任及び費用負担においてこれを行い、維持しなければならない。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出等並びにその維持についてはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 甲は、乙が要請した場合には、乙による許認可の取得、申請及び届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
- 4 乙は、甲が要請した場合には、甲による許認可の取得、申請及び届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可の取得、申請若しくは届出等の遅延又は失効により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力による場合は、第8章又は第9章の規定に従う。

(各種調査等)

- 第12条 乙は、自らの責任及び費用負担において、地盤調査、敷地測量及び第14条の近隣調整等のために必要な調査を含む本件業務に関して必要となる各種調査を実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の調査を実施しようとするときは、事前に調査等計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
  - 3 乙は、第1項の調査が終了したときは、調査等報告書を作成し、甲と協議のうえ、甲が定める時期までに、甲に提出しなければならない。

(土地の契約不適合責任)

- 第13条 甲は、乙に対し、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、事業用地（管理許可の対象となる公募対象公園施設を含む。以下同じ。）について一切の契約不適合責任を負担しない。
- 2 事業用地における地中障害物、埋蔵文化財等のリスクは、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、すべて乙の負担とする。

(近隣調整等)

- 第14条 乙は、各本件業務の開始に先立って、自らの責任及び費用負担において、必要に応じて近隣との調整を十分に行い、本件業務の円滑な推進と近隣の理解及び安全を確保しなければならない。
- 2 乙は、自らの責任及び費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染その他の本件業務が近隣に及ぼす諸影響を検討し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の周辺的安全対策及び環境対策を行う。かかる近隣対策の実施について、乙は、事前及び事後に甲に対してその内容及び結果を報告する。
  - 3 乙は、自らの責任及び費用負担において、必要に応じて近隣説明会等を実施し、近隣住民等から工事日程等についての了承を得るものとする。
  - 4 前三項の近隣調整等の結果、本件業務のスケジュールに遅延が発生することが見込まれる場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期することができる。
  - 5 第1項から第3項の近隣調整等の結果、乙に生じた増加費用及び損害（前項に基づき本事業日程が変更されたことによる増加費用及び損害も含む）は、乙がこれを負担する。
  - 6 前項の規定にかかわらず、本事業を実施すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、甲がこれを行う。かかる住民反対運動若しくは訴訟等に起因して本件業務のスケジュールに遅延が発生することが見込まれる場合、甲及び乙は、協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期することができる。また、かかる住民反対運動又は訴訟等に対応する費用は、甲がこれを負担するが、乙に生じた増加費用及び損害は、乙がこれを負担する。

(第三者に生じた損害)

- 第15条 乙が本件業務を実施する過程で、又は実施した結果、第三者に損害が発生したときは、本協定に別段の定めがない限り、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。
- 2 乙による本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合において、これを甲又は乙が法令に基づき賠償義務を負う場合の取扱いは、第9章の規定に従う。

(保険の付保等)

- 第16条 乙は、本件業務の実施に関し、別紙3に定める期間において別紙3に定める内容の施設所有者賠償責任保険その他の保険に加入し、その保険料を負担する。
- 2 乙は、前項により加入した保険の保険証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを、加入後速やかに甲に呈示し、その原本証明付き写しを甲に提出しなければならない。

(公募設置等計画の変更)

- 第17条 乙は、本件業務の実施にあたり、都市公園法第5条の6第2項の基準等を踏まえ、公募設置等計画を変更しようとする場合には、甲の認定を受けなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項に基づき公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(公募設置等指針の変更等)

第18条 甲は、本件業務に関する公募設置等指針等の内容を変更する場合、事前に乙に対して通知のうえ、その対応について協議を行った上で変更するものとする。

- 2 本件業務について増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
  - (1) 甲の責めに帰すべき事由（①甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、乙が当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

## 第2章 公募対象公園施設の設計、整備及び管理運営

### 第1節 公募対象公園施設の設計業務

(設計の実施)

第19条 乙は、本事業関連書類に従い、設計にかかる法令等を遵守のうえ、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の設計を行うものとし、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

- 2 乙は、公募対象公園施設の設計に関し、公募対象公園施設の設計の全体を総合的に把握し調整を行う設計責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、公募対象公園施設の設計に着手する前に、必要に応じて設計業務計画書、設計業務工程表、設計業務実施体制表、設計責任者届その他の公募対象公園施設の設計の実施に必要な書類等を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

(設計の進捗状況の確認)

第20条 乙は、甲に対し、定期的に、公募対象公園施設の設計の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

- 2 甲は、本事業関連書類に基づき公募対象公園施設の設計が実施されていることを確認するために、公募対象公園施設の設計状況その他について、乙に事前に通知した上で、随時、乙に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
- 3 乙は、前項に定める設計状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 4 甲は、前各項に基づき乙から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを乙に伝え、又は意見を述べることができる。

(設計図書の提出)

第21条 乙は、公募対象公園施設の設計完了後速やかに、設計図書を甲に提出する。甲は、設計図書の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を乙に通知する。

- 2 甲は、前項に基づき乙より提出された設計図書が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断する場合、乙の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。乙は、甲からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 3 乙は、第1項及び第2項の甲の確認を受け、公募対象公園施設の設計が完了した場合は速やかに、設計完了届を甲に提出する。
- 4 公募対象公園施設の設計に関して遅延又は変更が生じ、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
  - (1) 甲の責めに帰すべき事由（①甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変

更を除く。)、及び③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により、設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。

- (2) 乙の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、乙は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により設計に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(設計図書の変更)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、公募対象公園施設の整備工事の工期及び費用の変更を伴わず、かつ本事業関連書類の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。

## 第2節 公募対象公園施設の整備業務

(整備工事の実施)

第23条 乙は、本事業関連書類に従い、整備工事にかかる法令等を遵守のうえ、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の整備工事を行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関する一切の責任を負担する。

- 2 乙は、公募対象公園施設の整備工事に関し、公募対象公園施設の整備工事の全体を総合的に把握し調整を行う施工責任者を定めなければならない。
- 3 乙は、本事業日程に従い、公募対象公園施設の整備工事を完了させる。
- 4 公募対象公園施設の整備方法その他公募対象公園施設の整備工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。
- 5 公募対象公園施設の整備工事に遅延が生じ、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
  - (1) 甲の責めに帰すべき事由（①甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、及び③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により、整備工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、乙は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - (3) 法令等の変更又は不可抗力により整備工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(設置許可等)

第24条 乙は、公募対象公園施設の整備工事の着手までに、公募対象公園施設にかかる設置・管理許可申請書を提出して、都市公園法第5条に基づく甲の設置許可又は管理許可（以下「本設置許可等」という。）を得なければならない。

- 2 本設置許可等の期間は、許可の日から10年とする。
- 3 乙は、本設置許可等の使用料を、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により、納入期限内に納付しなければならない。
- 4 本設置許可等の使用料は、次のとおりとする。使用料の計算にあたって事業年度ごとの許可期間が1年に満たない場合は、当該端数を月割計算により算定した額とし、許可期間が1月に満たない場合は、1年を365日とする日割計算により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。なお、円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てるものとする。

設置許可施設 1㎡当たり年額●円

管理許可施設 年額●円

- 5 前項の設置許可施設の使用料について、いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）の改正により、当該条例に規定する設置許可にかかる使用料の額が上回った場合は、当該条例による額に変更するものとする。
- 6 第4項の管理許可施設の使用料について、5年ごとに甲が行う財産の評価換により算定した額が上回った場合は、当該評価換により算定した額に変更するものとする。
- 7 甲は、前2項の規定により使用料が変更となる場合、速やかに新たな使用料の金額を乙に通知する。

（整備工事開始前及び整備工事中の書類の提出）

第25条 乙は、公募対象公園施設の整備工事の着手までに、本事業関連書類に従い、必要に応じて整備工事の実施体制及び工事工程等の内容を含む施工計画書、全体実施工程表、整備業務実施体制表、現場代理人・主任技術者届（経歴書を添付）その他の公募対象公園施設の整備工事の実施に必要な書類等を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

- 2 乙は、整備工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、甲と協議のうえ、必要に応じて月間工程表、週間工程表、工種別工程表、生産計画工程表等を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、整備工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、甲の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

（甲による説明要求及び建設現場立会い）

第26条 甲は、公募対象公園施設の整備工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができ、乙は、甲の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

- 2 甲は、整備工事開始前及び整備工事の実施中、随時、乙に対して質問をし、整備工事について説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問を受領した後速やかに、甲に対して回答を行わなければならない。甲は、乙の回答内容が合理的でないと判断した場合には、乙との間でこれを協議することができる。
- 3 甲は、乙が行う工程会議に参加することができるとともに、乙に対する事前の通知を行うことなく随時、整備工事に立ち会うことができる。
- 4 前三項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、甲が、公募対象公園施設の整備工事の実施状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容を逸脱していると判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 5 乙は、工事監理責任者又は施工監理責任者が求める公募対象公園施設の検査又は試験の内容を、甲に対して事前に通知する。甲は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 甲は、本条に基づく協議、説明要求、整備工事への立会い等を理由として、公募対象公園施設の設計及び整備の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、乙は、これらを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

（工期の変更）

第27条 甲が乙に対して公募対象公園施設の整備工事にかかる工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の可否を定める。

- 2 乙が、乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、甲は、乙との協議により、当該変更の可否を定める。
- 3 前各項に定める甲と乙との間の協議が調わない場合、甲は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、乙は、これに従わなければならない。

（工期の変更による費用負担）

第28条 甲の責めに帰すべき事由により公募対象公園施設の整備工事にかかる工期又は工程を変更したときは、甲は、当該変更に伴い乙が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により整備工事にかかる工期又は工程を変更したときは、乙は、当該変更に伴い甲に発生した増加費用又は損害を負担する。
- 3 法令等の変更又は不可抗力により発生した整備工事にかかる工期又は工程の変更による増加費



用若しくは損害の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(工事の中止等)

第29条 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、甲は、乙に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 甲は、前項により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めるときは、本事業日程を合理的な期間延期する。
- 3 甲は、第1項により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、整備工事の施工の中止又はその続行に起因して乙に生じた合理的な増加費用（整備工事の続行に備え工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、整備工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第8章又は第9章の規定に従う。

(乙による竣工検査)

第30条 乙は、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の竣工検査並びに機器、器具及び備品等の試運転等（以下、本条及び次条において「竣工検査等」という。）を行う。

- 2 乙は、竣工検査等の日程を、その実施日の14日前までに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、乙による竣工検査等に立ち会うことができる。ただし、甲はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
- 4 乙は、竣工検査等の結果を、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、本事業関連書類に従い、甲による完了確認に必要な完成図を甲に提出しなければならない。

(甲による完了確認)

第31条 甲は、前条に基づく乙による公募対象公園施設の竣工検査等の終了後速やかに、公募対象公園施設の完了確認を行う。乙は、甲による完了確認に立ち会うとともに、甲に協力する。

- 2 前項の完了確認の結果、公募対象公園施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。乙は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について再度甲による完了確認を受けなければならない。
- 3 甲は、完了確認の結果、公募対象公園施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、乙に対して遅滞なく完了確認結果の通知書を交付する。
- 4 甲は、前項による通知書の交付を理由として、公募対象公園施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、乙は、これを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

### 第3節 公募対象公園施設の管理運営業務

(公募対象公園施設の管理運営)

第32条 乙は、本事業関連書類に従い、施設の管理運営にかかる法令等を遵守のうえ、自らの責任及び費用負担において、善良な管理者としての注意をもって公募対象公園施設の管理運営を実施する。

- 2 乙は、公募対象公園施設の管理運営の内容を変更するときは、事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 公募対象公園施設にかかる料金設定は、本事業関連書類に従い乙が定めるものとし、公募対象公園施設の管理運営により得られた収入は、乙の収入とする。
- 4 乙は、公募対象公園施設で得た利益の還元として、公募設置等計画に基づき算定した額を、甲に納付するものとする。
- 5 乙は、公募対象公園施設の管理運営を実施するために必要となる一切の費用（光熱水費及び租税

公課を含む。)を負担するものとし、甲は当該費用に関する負担を行わない。

(業務責任者)

第33条 乙は、本事業関連書類に従い、公募対象公園施設の管理運営中、公募対象公園施設の管理運営全体を総合的に把握し調整を行う管理運営責任者を定めなければならない。

(事業計画書の提出)

第34条 乙は、毎事業年度甲が指定する期日までに、公募対象公園施設の管運運営にかかる事業計画書を作成して甲に提出しなければならない。事業計画書を変更したときも同様とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、事業計画書の内容その他関連する事項について、乙に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができる。

(年度業務報告書の提出)

第35条 乙は、毎事業年度終了後速やかに、公募対象公園施設の管理運営にかかる年度業務報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、年度業務報告書の内容その他関連する事項について、乙に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができる。

(甲による業務実施状況の確認)

第36条 甲は、前条の規定により乙が提出した年度業務報告書等に基づき、乙の公募対象公園施設の管理・運營業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 前項に規定する業務実施状況の確認の方法、実施時期等については、別途乙が甲に提案する。

3 甲は、前二項に定める場合のほか、乙の業務実施状況等を確認することを目的として、随時、公募対象公園施設の管理・運營業務の実施状況や収支状況等について説明を求め、又は公募対象公園施設へ立ち入ることができる。この場合において、乙は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

(甲による業務改善の指示)

第37条 甲は、前条の規定に基づく業務実施状況の確認等により、公募対象公園施設の管理運営が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと判断する場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項に定める業務の改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じ、改善結果について文書により甲に報告し、甲の承認を得なければならない。

(設置許可等の取消し等)

第38条 甲は、やむを得ない必要が生じた場合その他都市公園法に規定する事由が生じた場合、都市公園法に規定するところに従い、本設置許可等を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止等を命ずることができる。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に関する補償については、都市公園法の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

第39条 乙は、本設置許可等を受けた事項(公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等)を変更しようとする場合は、甲と協議のうえ、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、前項による変更により、公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となる場合は、第17条第1項の規定に従う。

(設置許可等の更新)

第40条 乙は、公募対象公園施設について、本設置許可等の期間の終了日の6か月前までに再度設置許可等の申請を行うものとし、甲は、当該設置許可等の申請を審査し、公募設置等計画に合致していれば、1回に限り、本設置許可等を更新するものとする。ただし、更新後の本設置許可等の期間は、

事業期間の終了日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙による本協定又は関連契約の違反がある場合及び公募対象公園施設の管理・運営業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、本設置許可等の更新を認めないことができる。この場合、乙は甲に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(第三者による使用)

第41条 乙は、本事業関連書類に基づき公募対象公園施設の全部又は一部を第三者（公募対象公園施設を一時的に使用する一般利用者を除く。）に使用させる場合は、事前に当該第三者の概要や使用条件等を記載した書面及びその他甲が要求する情報及び資料を甲に提出のうえ、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合、次の各号に定める措置を取らなければならない。
  - (1) 設置許可による公募対象公園施設を第三者に賃貸借する場合は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借とし、定期建物賃貸借の期間が設置許可期間の終了日（第39条第1項に基づく更新が行われた場合は当該更新期間の終了日を意味する。以下本項及び第43条において同じ。）を超えないようにすること。
  - (2) 設置許可による公募対象公園施設を第三者が転貸等する場合（転貸人が更に転貸等する場合を含む。）は、第1項の規定を準用するとともに、本項各号に定める措置を第三者に取らせること。
  - (3) 第三者（転借人等を含む。）に本協定の規定、本設置許可等の条件及び関係法令等を遵守させること。
  - (4) 本設置許可等の期間の終了日までに第三者（転借人等を含む。）との使用に関する契約を終了させ、全て入居者を退去させること。また、本設置許可等が取り消された場合は、当該第三者との使用に関する契約を直ちに終了させること。
  - (5) 前項の退去に関して、退去に要する費用はすべて乙の負担とし、乙及び第三者は、甲に対して必要費又は有益費の償還請求、立退料その他一切の請求を行わないこと。
  - (6) 乙と第三者（転借人等を含む。）の間で発生した紛争等については、乙の責任及び費用負担において一切を処理すること。
- 3 前二項の規定に基づき公募対象公園施設を使用する第三者（転借人等を含む。）による本協定の違反は、すべて乙の違反とみなして本協定の規定を適用する。

(緊急時の対応)

第42条 公募対象公園施設の管理運営の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を直ちに通報しなければならない。

- 2 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、これに対応するために合理的な範囲で、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。当該停止によって乙に生ずる損害、損失又は増加費用は原則として乙が負担するものとするが、乙が負担することが相当ではないと認められる合理的な理由が存する場合、甲が負担する。
- 3 乙は、緊急事態による危険が回避された後、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(原状回復)

第43条 乙は、本設置許可等の期間の終了日までに、乙の責任及び費用負担により、設置許可による公募対象公園施設を撤去するなどして原状回復を行い、公募対象公園施設にかかる公園施設を明け渡さなければならない。なお、次期事業者又は乙が本設置許可等の期間の終了日後も必要な許可を得て公募対象公園施設を継続利用する場合は、甲の承認を得たうえで原状回復の範囲及び程度に関して次項の原状回復計画書において別途の定めをすることができる。

- 2 甲及び乙は、本設置許可等の期間の終了日の概ね2年前から原状回復に関する協議を開始するものとし、乙は、撤去の方法、期間について原状回復計画書を作成して甲に提出し、甲の承認を得

なければならない。

- 3 乙は、第1項の原状回復が完了したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。
- 5 前項の完了検査の結果、原状回復が不十分であると甲が認めた場合、甲は乙に対して追加の原状回復工事等を求めることができる。
- 6 甲は、前項の追加の原状回復工事等の完了の報告を受けた場合、再度の完了検査を実施するものとする。
- 7 前項の再度の完了検査については、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の原状回復工事等の完了の報告」と読み替えて適用する。
- 8 乙が第1項に定める日までに原状回復を終えて公園施設を明け渡すことができなかつた場合、乙は、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われて公園施設が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、対応する日数分の本設置許可等の使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、公園施設の明渡しの遅延によりこの違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。
- 9 前項の場合において、乙が正当な理由なく原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の原状回復を行うことができ、乙は甲による原状回復に要した費用を負担しなければならない。

### 第3章 特定公園施設の設計、整備及び工事監理

#### 第1節 特定公園施設の設計業務

（設計の実施）

- 第44条 乙は、本事業関連書類に従い、設計にかかる法令等を遵守のうえ、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設の設計を行うものとし、特定公園施設の設計に関する一切の責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。
- 2 乙は、特定公園施設の設計に関し、特定公園施設の設計の全体を総合的に把握し調整を行う設計責任者を定めなければならない。
  - 3 乙は、特定公園施設の設計に着手する前に、必要に応じて設計業務計画書、設計業務工程表、設計業務実施体制表、設計責任者届その他の特定公園施設の設計の実施に必要な書類等を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

（設計の進捗状況の確認）

- 第45条 乙は、甲に対し、定期的に、特定公園施設の設計の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。
- 2 甲は、本事業関連書類に基づき特定公園施設の設計が実施されていることを確認するために、特定公園施設の設計状況その他について、乙に事前に通知した上で、随時、乙に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
  - 3 乙は、前項に定める設計状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。
  - 4 甲は、前各項に基づき乙から説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを乙に伝え、又は意見を述べるることができる。

（設計図書の提出）

- 第46条 乙は、特定公園施設の設計完了後速やかに、設計図書を甲に提出する。甲は、設計図書の内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を乙に通知する。
- 2 甲は、前項に基づき乙より提出された設計図書が本事業関連書類の内容を逸脱していると判断する場合、乙の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。乙は、甲からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに当該設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

- 3 乙は、第1項の甲の確認を受け、特定公園施設の設計が完了した場合は速やかに、設計業務完了届を甲に提出する。
- 4 特定公園施設の設計に関して遅延又は変更が生じ、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
  - (1) 甲の責めに帰すべき事由（①甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、乙は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
  - (3) 法令等の変更又は不可抗力により設計に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

（設計図書の変更）

第47条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、特定公園施設の整備工事の工期及び費用の変更を伴わず、かつ本事業関連書類の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。

## 第2節 特定公園施設の整備業務

（整備工事の実施）

- 第48条 乙は、本事業関連書類に従い、整備工事にかかる法令等を遵守のうえ、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設の整備工事を行うものとし、特定公園施設の整備工事に関する一切の責任を負担する。
- 2 乙は、特定公園施設の整備業務に関し、特定公園施設の整備工事の全体を総合的に把握し調整を行う施工責任者を定めなければならない。
  - 3 乙は、本事業日程に従い、特定公園施設の整備業務を完了させ、第62条及び特定公園施設譲渡契約に基づいて特定公園施設を甲に引き渡し、その所有権を甲に取得させる。
  - 4 特定公園施設の整備方法その他特定公園施設の整備工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは乙がその責任においてこれを定める。
  - 5 特定公園施設の整備工事に遅延が生じ、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
    - (1) 甲の責めに帰すべき事由（①甲の指示又は請求（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備又は甲による変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び③甲による設計図書の変更（乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、整備工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、甲は、乙と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
    - (2) 乙の責めに帰すべき事由により増加費用又は損害が発生した場合、乙は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
    - (3) 法令等の変更又は不可抗力により整備工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

（占用許可）

- 第49条 乙は、占用許可を得る手続に要する手続期間を考慮の上で、第2項の占用許可の期間の始期までに占用許可を取得できるように、特定公園施設にかかる占用許可申請書及び使用料減免申請書を提出して、都市公園法第6条に基づく甲の占用許可を得なければならない。
- 2 前項の占用許可の期間は、本事業日程に基づき特定公園施設の整備工事に要する合理的な期間とする。

3 第1項に基づく占用許可の使用料は、免除とする。

(整備工事開始前及び整備工事中の書類の提出)

第50条 乙は、特定公園施設の整備工事の着手までに、本事業関連書類に従い、必要に応じて整備工事の実施体制及び工事工程等の内容を含む施工計画書、全体実施工程表、整備業務実施体制表、現場代理人・主任技術者届(経歴書を添付)その他の特定公園施設の整備工事の実施に必要な書類等を作成して甲に提出し、甲の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

2 乙は、整備工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、甲と協議のうえ、必要に応じて月間工程表、週間工程表、工種別工程表、生産計画工程表等を作成し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、整備工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、甲の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

(甲による説明要求及び建設現場立会い)

第51条 甲は、特定公園施設の整備工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができ、乙は、甲の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

2 甲は、整備工事開始前及び整備工事の実施中、随時、乙に対して質問をし、整備工事について説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問を受領した後速やかに、甲に対して回答を行わなければならない。甲は、乙の回答内容が合理的でないと判断した場合には、乙との間でこれを協議することができる。

3 甲は、乙が行う工程会議に参加することができるとともに、乙に対する事前の通知を行うことなく随時、整備工事に立ち会うことができる。

4 第三項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、甲が、特定公園施設の整備工事の実施状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容を逸脱していると判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

5 乙は、工事監理責任者又は施工監理責任者が求める特定公園施設の検査又は試験の内容を、甲に対して事前に通知する。甲は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。

6 甲は、本条に基づく協議、説明要求、整備工事への立会い等を理由として、特定公園施設の設計及び整備の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、乙は、これらを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(工期の変更)

第52条 甲が乙に対して特定公園施設の整備工事にかかる工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の当否を定める。

2 乙が、乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、甲は、乙との協議により、当該変更の当否を定める。

3 前各項に定める甲と乙との間の協議が調わない場合、甲は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、乙は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

第53条 甲の責めに帰すべき事由により特定公園施設の整備工事にかかる工期又は工程を変更したときは、甲は、当該変更に伴い乙が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 乙の責めに帰すべき事由により整備工事にかかる工期又は工程を変更したときは、乙は、当該変更に伴い甲に発生した増加費用又は損害を負担する。

3 法令等の変更又は不可抗力により発生した整備工事にかかる工期又は工程の変更による増加費用若しくは損害の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

(工事の中止等)

第54条 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、甲は、乙に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 甲は、前項により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めるときは、本事業日程を合理的な期間延期する。
- 3 甲は、第1項により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、整備工事の施工の中止又はその続行に起因して乙に生じた合理的な増加費用（整備工事の続行に備え工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、整備工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第8章又は第9章の規定に従う。

（備品等の設置）

- 第55条 乙は、本事業関連書類に従い、特定公園施設において什器備品等を調達し、特定公園施設に設置する。
- 2 乙は、前項の什器備品等について、調達予定の什器備品等のリストを作成し、事前に甲の承認を得なければならない。
  - 3 乙は、前二項により調達し設置した什器備品等について、什器備品台帳を作成し、第57条による甲の完了確認までに甲に提出しなければならない。

（乙による竣工検査）

- 第56条 乙は、自らの責任及び費用負担において、特定公園施設の竣工検査並びに機器、器具及び備品等の試運転等（以下、本条及び次条において「竣工検査等」という。）を行う。
- 2 乙は、竣工検査等の日程を、その実施日の14日前までに甲に通知しなければならない。
  - 3 甲は、乙による竣工検査等に立ち会うことができる。ただし、甲はかかる立会の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
  - 4 乙は、竣工検査等の結果を、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、甲に報告しなければならない。
  - 5 乙は、本事業関連書類に従い、甲による完了確認に必要な完成図を甲に提出しなければならない。

（甲による完了確認）

- 第57条 甲は、前条に基づく乙による特定公園施設の竣工検査等の終了後速やかに、特定公園施設の完了確認を行う。乙は、甲による完了確認に立ち会うとともに、甲に協力する。
- 2 前項の完了確認の結果、特定公園施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。乙は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について再度甲による完了確認を受けなければならない。
  - 3 甲は、完了確認の結果、特定公園施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、乙に対して遅滞なく完了確認結果の通知書を交付する。
  - 4 甲は、前項による通知書の交付を理由として、特定公園施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、乙は、これを理由として、本協定上の乙の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。乙は、前項による通知書の交付を理由として、特定公園施設について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

### 第3節 特定公園施設の工事監理業務

（工事監理の実施）

- 第58条 乙は、本事業関連書類に従い、工事監理にかかる法令等を遵守のうえ、自らの責任及び費用負担において、必要に応じて特定公園施設の整備工事にかかる工事監理を行うものとし、工事監理に関する一切の責任を負担する。

（実施体制）

- 第59条 乙は、工事監理業務の着手前に、工事監理責任者及び施工監理責任者を配置するとともに、工事監理業務にかかる業務体制を定め、次条第1項の工事監理業務計画書の内容に含めて甲に提出しなければならない。業務体制に変更が生じた場合も同様とする。

(工事監理業務計画書)

第60条 乙は、工事監理の着手前に、本事業関連書類に従い、必要に応じて業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法（出来高表等）等の必要事項を記載した工事監理業務計画書を作成して甲に提出し、その内容について甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、工事監理業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更案を甲に提出し、その内容について甲の承諾を得なければならない。

(工事監理業務報告書)

第61条 乙は、特定公園施設の整備工事の実施中、本事業関連書類に従い、必要に応じて工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書（月報）を作成し、翌月の7日（ただし、当日が開庁日でない場合は翌開庁日とする。）までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲の要請があるときは、工事監理業務の状況等について、甲に随時報告を行わなければならない。

#### 第4節 特定公園施設の引渡し及び契約不適合責任

(特定公園施設の引渡し)

第62条 乙は、特定公園施設について完了確認結果の通知書を受領した後、特定公園施設引渡予定日において、対応する部分の特定公園施設（特定公園施設内に設置された什器備品等を含む。以下本節において同じ。）を甲に譲渡して引き渡し、当該特定公園施設の所有権を甲に取得させる。乙は、特定公園施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転しなければならない。

2 乙は、特定公園施設の引渡しと同時に、公募設置等指針等に従い目的物引渡書及び特定公園施設にかかる完了図書を甲に引き渡す。

3 特定公園施設の譲渡に関する事項は、本協定のほか、特定公園施設譲渡契約の規定に従う。

(引渡し遅延による費用負担)

第63条 甲の責めに帰すべき事由により、特定公園施設の引渡しが特定公園施設引渡予定日より遅延した場合、甲は、当該遅延に起因して乙が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

2 乙の責めに帰すべき事由により、特定公園施設引渡予定日の翌日（当日を含む。）から本引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、当該引渡しが遅延した部分に係る特定公園施設の譲渡額に応じ、当該引渡しが遅延した部分に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で日割計算にて計算した額を違約金として甲に支払う。この場合において、甲に当該遅延に起因して違約金以上の損害が発生したときは、乙は、当該違約金を超える損害額を甲に支払わなければならない。

3 法令等の変更又は不可抗力により、特定公園施設の引渡しが特定公園施設引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して乙に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第8章又は第9章の規定に従う。

(契約不適合責任)

第64条 甲は、特定公園施設が本協定及び本事業関連書類の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、乙に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 甲は、引き渡された特定公園施設に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特定公園施設のうち什器備品等の契約不適合については、引渡しの際、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

4 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根



拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 5 甲が第2項又は第3項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 6 甲は、第2項又は第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - (1) 甲は、特定公園施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - (2) 引き渡された特定公園施設の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
  - (3) 特定公園施設に契約不適合がある場合、甲は乙に対して、当該契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

## 第4章 指定管理業務

（指定管理者の指定）

- 第65条 甲は、指定管理者の指定にかかるいわき市議会の議決を得た上で、乙を、本事業区域の指定管理者に指定する（以下「本指定」という。）。
- 2 乙は、本協定、本事業関連書類及び指定管理協定に従い、指定管理業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

## 第5章 利便増進施設の整備及び管理運営

（利便増進施設業務）

第66条 乙による利便増進施設の整備及び管理運営については第2章（第23条を除く。）の規定を準用する。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「本設置許可等」とあるのは「本占用許可」に、「設置許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、それぞれ読み替えて適用する。

（占用許可）

- 第67条 乙は、利便増進施設の整備工事の着手までに、利便増進施設にかかる占用許可申請書を提出して、都市公園法第6条に基づく甲の占用許可（以下第50条第1項に基づく占用許可と併せて「本占用許可」という。）を得なければならない。
- 2 前項の占用許可の期間は、許可の日から10年とする。
  - 3 第1項の占用許可の使用料は、いわき市都市公園条例に定められる金額とし、乙は同条例に従って使用料を支払う。

## 第6章 契約の保証

（契約の保証）

第68条 乙は、本協定に基づく乙の義務の履行を保証するため、本設置許可を得るまでに、本協定に基

づく乙の義務の履行を保証するため、公募設置等計画に記載された公募対象公園施設の設置許可使用料（以下「本設置許可使用料」という。）の額の1か年分〔金〇〇〇〇〇円〕に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。

- 2 前項に定める契約保証金は、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第136条第6項に該当する場合は、これを減額又は免除することができる。
- 3 甲は、特定公園施設の整備が完了し、第62条第2項に基づき特定公園施設の引渡しを受けたときは、第1項に基づき納付された契約保証金を、当該時点における乙の甲に対する履行期が到来した未払いの債務があれば当該債務の弁済に充当した上で、残額を速やかに乙に返還する。
- 4 甲は、本協定が解除、その他の理由により終了したときは、乙による公募対象公園施設及び利便増進施設の原状回復義務並びに事業用地の明け渡し義務の履行後に、第1項に基づき納付された契約保証金（第1項に基づき納付された契約保証金については、前項により返還されていない場合に限る。）を、当該時点における乙の甲に対する履行期が到来した未払いの債務があれば当該債務の弁済に充当した上で、残額を速やかに乙に返還する。
- 5 前2項の規定により返還する契約保証金には、利息を付さない。
- 6 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

## 第7章 協定期間及び本協定の解除等

### 第1節 協定期間

（協定期間）

第69条 本協定は、本協定の締結日から効力を生じ、事業期間の終了日をもって終了する。

### 第2節 本協定の解除等

（乙の責めに帰すべき事由による本協定の解除等）

第70条 本協定の締結日以後、事業期間の終了日までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、甲は、乙に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 乙が本件業務の全部又は一部の履行を怠り（乙による本件業務の履行が本事業関連書類の内容を逸脱している場合及び関連契約に違反している場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、特定公園施設引渡予定日までに特定公園施設を甲に引き渡すことができないとき。
- (3) 乙が、甲から第37条第1項に規定する業務の改善の指示を受けたあと、同条第2項に規定する改善結果の報告を行わず、又は改善結果について甲の承認を得られなかったとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、本指定、本設置許可若しくは本占用許可の全部若しくは一部が取り消されたとき、又は関連契約の全部若しくは一部が解除されたとき。
- (5) 乙にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、いずれかの乙の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（乙の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 本公募手続に関して基本協定第4条第5項各号に定める場合に該当したとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本協定にかかる下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本協定にかかる下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 本協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が適用のある法令等又は本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができない又は本指定、本設置許可若しくは本占用許可を継続することが適当でないときと甲が認めたとき。

2 前項の場合において、甲が乙に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。

(1) 乙に対して通知した上で、本協定を解除することができる。

(2) 本事業を継続することが可能かつ合理的と判断した場合、乙をして、乙の地位及び本協定上の地位を、法令等に基づき、甲が認める条件で、甲が選定した第三者へ承継させることができる。

3 次に掲げる者が本協定を解除した場合は、前項第1号により本協定が解除された場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（甲の責めに帰すべき事由による本協定の解除等）

第71条 甲が本協定上の重要な義務に違反した場合、乙は、甲に対し、通知のうえ、当該違反の是正を求めることができる。乙は、かかる通知が甲に到達した日から30日以内に甲が当該違反を是正しない場合には、甲に対して、さらに通知をした上で、本協定の全部を解除することができる。

（法令変更による本協定の解除等）

第72条 第78条第2項に基づく協議にもかかわらず、本協定の締結後における法令等の変更により、甲が乙による本事業の継続を困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 乙に対して通知した上で、本協定を解除することができる。

(2) 本事業を継続することが可能かつ合理的と判断した場合、乙をして、乙の地位及び本協定上の地位を、法令等に基づき、甲が認める条件で、甲が選定した第三者へ承継させることができる。

（不可抗力による本協定の解除等）

第73条 第80条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本協定の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、又は甲が乙による本事業の継続を困難と判断した場合、若しくは本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は、同条項にかかわらず、乙に通知のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

(1) 乙に対して通知した上で、本協定を解除することができる。

(2) 本事業を継続することが可能かつ合理的と判断した場合、乙をして、乙の地位及び本協定上の地位を、法令等に基づき、甲が認める条件で、甲が選定した第三者へ承継させることができる。

### 第3節 本協定の解除に伴う措置

(公募対象公園施設及び利便増進施設の解除に伴う措置)

第74条 本協定が解除された場合、甲は速やかに公募対象公園施設にかかる本設置許可等及び利便増進施設にかかる本占用許可の取消しを行い、公募対象公園施設又は利便増進施設(出来形を含む。)が存在する場合は、乙は速やかに第43条(第66条で準用されるものを含む。)の規定を準用して原状回復を行う。この場合において、第43条に「本設置許可等の期間の終了日までに」とあるのは、「本協定が解除された後速やかに」に、「その日の翌日から」とあるのは「本協定が解除された後、原状回復に要する合理的期間として甲が定めた期間の終了日の翌日から」に、「本設置許可等の使用料相当額の違約金」とあるのは、「本設置許可等及び本占用許可の使用料相当額の違約金」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。ただし、甲及び乙は、原状回復の程度及び内容について別途の合意をすることができる。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第75条 本協定が解除された場合、甲は速やかに特定公園施設にかかる本占用許可及び本指定の取消しを行い、甲に引き渡していない特定公園施設の出来形が存在する場合は、乙は速やかに第43条の規定を準用して原状回復を行い、当該施設にかかる事業用地の明け渡しを行う。ただし、甲は、乙と別途合意のうえ、当該特定公園施設の出来形部分の所有権を承継し、当該出来形部分の引き渡しを受けることができる。この場合において、第43条に「本設置許可等の期間の終了日までに」とあるのは、「本協定が解除された後速やかに」に、「その日の翌日から」とあるのは「本協定が解除された後、原状回復に要する合理的期間として甲が定めた期間の終了日の翌日から」に、「本設置許可等の使用料相当額の違約金」は、「本設置許可等及び本占用許可の対象となる面積1㎡につき1日あたり●円の違約金」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。ただし、甲及び乙は、原状回復の程度及び内容について別途の合意をすることができる。

(解除に伴う損害賠償等)

第76条 第70条第2項第1号及び第2号により本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、本設置許可使用料の額の1か年分〔金〇〇〇〇〇円〕に相当する金額を違約金として甲が指定する期間内に支払う。さらに、甲が被った合理的損害の額が当該違約金の額を超過する場合、甲は、かかる超過額について、乙に損害賠償請求を行うことができる。

- 2 第71条に基づき本協定が解除された場合、甲は、乙に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。
- 3 第72条又は第73条に基づき本協定が解除された場合、又は甲及び乙の合意により本協定を解除した場合、別途の合意がない限り、第8章又は第9章の規定に従う。ただし、甲及び乙は双方に生じた増加費用及び損害の取扱いについて協議することができる。
- 4 第1項の場合において、第68条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(公募設置等計画の認定取消し)

第77条 甲が第38条に基づき本設置許可等を取り消した場合、本設置許可が終了した場合又は本協定の定めに基づき本協定が解除された場合、甲は都市公園法に基づく公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

## 第8章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第78条 乙は、本協定の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本協定及び本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能若しくは著しく困難となった場合、又は乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、甲に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。甲及び乙は、当該通知以降、本協定に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力

しなければならない。

- 2 甲が乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本件業務の内容、特定公園施設引渡予定日及び本協定の変更等並びに増加費用又は損害の負担その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合、甲は、当該法令等の変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本件業務を継続する。

(法令変更による増加費用・損害等の扱い)

第79条 法令等の変更により、本件業務につき乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合は、別紙4の定めに従う。

## 第9章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第80条 乙は、不可抗力により、本協定及び本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能若しくは著しく困難となった場合、又は乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、甲に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該通知以降、当該不可抗力により本協定及び本事業関連書類に従って履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務について、本協定に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲が乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、特定公園施設引渡予定日及び本協定の変更等並びに増加費用又は損害の負担その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合、甲は、かかる不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第81条 不可抗力により、本件業務につき乙に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、前条第2項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に甲及び乙の間で合意が成立しない場合は、別紙5の定めに従う。不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

## 第10章 雑則

(設計図書及び完成図書等の著作権)

第82条 甲は、特定公園施設の設計図書等及び建築著作物としての特定公園施設について、甲の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 特定公園施設の設計図書等又は特定公園施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならないが、自ら又は著作者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
  - (1) 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設（以下「本公園施設」という。）の設計図書等及び内容を公表すること。

- (2) 特定公園施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (3) 本公園施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (4) 特定公園施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
  - (2) 特定公園施設の設計図書等又は特定公園施設の内容を公表すること。
  - (3) 特定公園施設に乙の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第83条 乙は、本件業務として作成する成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、本件業務として作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第84条 乙は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、甲が指定した工事材料、施工方法等で、公募設置等指針等に特許権等の対象であることが明記されておらず、乙が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、甲が責任を負担する。

(秘密保持)

第85条 本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
  - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
  - (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
  - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
  - (5) 裁判所等により法令に基づき開示が命ぜられた情報
  - (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結及び継続、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の保護等)

第86条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関するすべての関係法令等を遵守し、本件業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を滅失、毀損、改ざん又は第三者に漏洩（以下「漏洩等」という。）してはならない。

- 2 乙は、いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例及び甲の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持しなければならない。
- 3 乙は、個人情報の漏洩等が生じた場合には、速やかに甲にその内容を報告するとともに、甲の指示に従い、適切な処置を行わなければならない。

- 4 乙は、甲の事前の承諾がない限り、第三者に対して個人情報の取扱いを委託することはできない。乙は、甲の事前の承認を得て第三者に対して個人情報の取扱いを委託する場合には、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 5 乙は、本協定の履行の目的のために必要でなくなった場合又は本協定が理由のいかんにかかわらず終了した場合には、甲の指示に従い、速やかに、個人情報を返還又は破棄しなければならない。
- 6 乙若しくは第三者が前各項の義務に違反したこと、又は、乙若しくは乙の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、甲が損害を被った場合、乙は甲に対し損害を賠償するとともに、甲が必要と考える措置をとらなければならない。
- 7 本条の規定は、本協定終了後もなお有効に存続する。

(条例等の適用)

第87条 甲及び乙は、本協定が、いわき市財務規則その他甲の定める条例及び規則を含む法令等に従って締結されることを、それぞれ確認する。

- 2 乙は、自ら及び本事業にかかる業務の一部を請負い又は受託する者をして、法令等を遵守し又は遵守させる。

(請求、通知等の様式その他)

第88条 本協定並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下総称して「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 甲による乙に対する通知等は、代表団体宛に行うものとし、乙による甲に対する通知等は、代表団体から行うものとする。
- 3 本協定の履行に関して、甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本協定の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 5 本協定における期間の定めについては、本協定に別段の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 6 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

第89条 甲又は乙が、本協定に基づき行うべき支払いを遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める遅延利息の率で計算した額の延滞利息を、相手方に支払わなければならない。

(協議)

第90条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合、甲と乙は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

- 2 本協定において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、甲及び乙は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(準拠法)

第91条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第92条 本協定に関する紛争（調停を含む。）については、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年●月●日

甲

福島県いわき市平字梅本21番地  
いわき市  
いわき市長 内田 広之 印

乙

グループ名		
代表団体	(住所) (称号) (役職)	印
構成団体	(住所) (称号) (役職)	印
構成団体	(住所) (称号) (役職)	印
構成団体	(住所) (称号) (役職)	印



## 別紙1 用語の定義（第2条関係）

### 1 関連契約

特定公園施設譲渡契約その他の本事業に関連して甲と乙との間で締結される契約又は協定の総称をいう。

### 2 基本協定

本事業に関し、甲と乙の間で令和6年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

### 3 構成団体

乙を構成する法人のうち、代表団体以外の者を個別に又は総称していう。

### 4 公募設置等計画

本公募手続に関して乙が令和6年●月●日付で提出した公募設置等計画（別添資料を含む。）及び当該公募設置等計画の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいう。

### 5 公募設置等指針等

令和6年3月13付で公表された21世紀の森公園整備運営事業公募設置等指針（その他の別添資料を含む。）及びその他の本公募手続に関して甲が公表し又は甲に開示した資料（当該資料に関する質問回答を含む。）をいう。

### 6 公募対象公園施設

本事業により乙が設置する都市公園法第5条の2第1項の公募対象公園施設をいう。

### 7 事業期間

公募設置等計画の有効期間をいう。

### 8 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、事業期間の開始日からその直後の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。

### 9 事業用地

本事業の用に供される土地をいい、詳細は公募設置等指針等において特定される。

### 10 指定管理協定

本事業のうち指定管理業務の実施に関して、甲と乙との間で締結される指定管理業務に関する基本協定書及び実施協定書をいう。

#### 1.1 設計図書等

設計図書、完成図、及びその他本事業の設計業務に関連して甲の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

#### 1.2 設置等予定者

本公募手続において、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者として選定された応募者をいう。

#### 1.3 代表団体

乙を構成する法人のうち、乙を代表する法人として公募設置等計画において定められた●●をいう。

#### 1 4 特定公園施設

本事業により乙が整備し甲に譲渡される都市公園法第5条の2第2項第5号の特定公園施設をいう。

#### 1 5 特定公園施設譲渡契約

特定公園施設の譲渡に関して、甲と乙の間で締結される特定公園施設譲渡契約書をいう。

#### 1 6 特定公園施設引渡予定日

特定公園施設引渡予定日として本日程表に記載された日をいう。

#### 1 7 認定計画提出者

本事業に関して、都市公園法第5条の5第1項に基づき認定された公募設置等計画を提出した、代表団体及び構成団体により構成されるグループをいう。

#### 1 8 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震若しくは公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）又は通常の見可能な範囲であってもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないものであって、甲又は乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。

#### 1 9 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

#### 2 0 本公募手続

本事業に関して甲が実施した設置等予定者の選定にかかる公募手続をいう。

#### 2 1 本事業関連書類

公募設置等指針等、公募設置等計画、関連契約、本設置許可書等及び本占用許可書の総称をいう。

#### 2 2 本事業区域

21世紀の森公園整備運営事業の対象区域をいい、詳細は公募設置等指針等による。

#### 2 3 本指定

甲が乙を特定公園施設の指定管理者として指定することをいう。

#### 2 4 本設置許可等

都市公園法第5条の規定に基づき甲が乙に対して行う公募対象公園施設の設置許可又は管理許可をいう。

#### 2 5 本設置許可書等

本設置許可等に関して甲が乙に交付する許可書をいう。

#### 2 6 本占用許可

都市公園法第6条の規定に基づき甲が乙に対して行う特定公園施設の整備工事に関する占用許可及び利便増進施設の設置及び運営に関する占用許可の総称をいう。

#### 2 7 本占用許可書

本占用許可に関して甲が乙に交付する許可書をいう。

## 別紙2 本事業日程（第5条関係）

- 1 本協定の締結日  
令和6年●月●日
- 2 公募設置等計画の有効期間  
令和●年●月●日～令和●年●月●日
- 3 公募対象公園施設の整備期間  
本協定の締結日～令和●年●月●日
- 4 公募対象公園施設の管理運営期間  
令和●年●月●日～令和●年●月●日
- 5 特定公園施設の整備期間  
本協定の締結日～令和●年●月●日
- 6 特定公園施設引渡予定日  
令和●年●月●日
- 7 指定管理業務期間  
令和●年●月●日～令和●年●月●日
- 8 利便増進施設の整備期間  
本協定の締結日～令和●年●月●日
- 9 利便増進施設の管理運営期間  
令和●年●月●日～令和●年●月●日

別紙3 乙が付保する保険（第16条関係）

【注：提案に基づき追記します。】

#### 別紙4 法令変更による費用の負担割合（第79条関係）

		甲 負担割合	乙 負担割合
①	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等	100%	0%
②	①以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法令等の変更や法人税その他の税制変更は含まれないものとする。ただし、上記にかかわらず、公募対象公園施設及び利便増進施設に関して法令等の変更により乙に増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて乙の負担とする。また、指定管理業務に関して法令等の変更が生じた場合の取扱いについては指定管理協定の定めに従う。

## 別紙5 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合（第81条関係）

### 1 公募対象公園施設及び利便増進施設

不可抗力により乙に損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用はすべて乙が負担する。

### 2 特定公園施設の整備

不可抗力により乙に損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用はすべて乙が負担する。

### 3 指定管理業務

指定管理業務に関して不可抗力が生じた場合の取扱いについては指定管理協定の定めに従う。